

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月まで及び53年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から49年3月まで
② 昭和53年10月から同年12月まで

申立期間①については、アルバイトをしながら定時制高校に通っていたので、父親が国民年金保険料を納付してくれていた。また、申立期間②については、私が市役所や郵便局で3か月ごとにきちんと納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間同居し、申立人を含む家族全員分の国民年金保険料を納付していたとするその父親及びその母親の保険料は納付済みである上、いずれも昭和40年4月から60歳到達により被保険者資格を喪失するまでの保険料を完納している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年11月に払い出されており、申立期間①の保険料は納付可能であったことが確認できる。

申立期間②について、他県に転居し、申立人自ら国民年金保険料を納付するようになったとする昭和52年5月以降、当該期間を除き加入期間の保険料はすべて納付済みとなっている。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料を重複納付したため、54年1月に還付を受けていることが確認できることから、当該還付処理と同時期に納付期限を迎え、かつ、3か月と短期間である申立期間②の保険料をあえて納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 709

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで

申立期間当時、納税組合があり家族の国民年金保険料を一括して父親が納付していたので、私の分だけが3か月間未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、父親が家族全員分の国民年金保険料を納税組合を通じて納付していたと申し立てており、市が保管している国民年金被保険者名簿、及び申立人が提出したその両親の国民年金手帳の記載内容から、申立人が申立期間当時、納税組合に加入していたことが推認できる。

また、その両親は、昭和36年4月の国民年金制度発足以降、60歳到達または他界により被保険者資格を喪失するまで、保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立人は、3か月と短期間である申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

加えて、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）によると、申立人は、昭和47年11月から48年3月までの保険料を、厚生年金保険と重複加入したことにより、48年5月に還付されていることが確認できるが、仮に申立期間の保険料が未納であったとすれば、当該期間の保険料として充当処理されるべきであったことから、当該期間の保険料は納付済みであったと考えるのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで

国民年金の加入手続は母がしてくれて、保険料は、父母が家事手伝いをしていた私を含め、家族全員分をまとめて納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母親が国民年金の加入手続をしてくれて、保険料は、父母が家族全員分をまとめて納付していた。」と申し立てているとおり、申立期間当時同居していたとする父母、兄及び兄嫁の当該期間の保険料はすべて納付済みである上、いずれも 60 歳到達により被保険者資格を喪失するまで、保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがえることから、申立人の申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間直前の昭和 45 年 2 月及び同年 3 月分の国民年金保険料は、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の記録から、納付されていることが確認でき、平成 20 年 12 月に記録が訂正されていることから、申立期間当時、行政側の年金記録管理に不備があった可能性も考えられる。

さらに、申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木厚生年金 事案 948

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日の記録を平成2年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月21日から同年5月6日まで

A社C工場に平成2年4月21日に異動したにもかかわらず、厚生年金保険の記録を見ると、同年5月6日に資格取得したことになっており、1か月の空白期間が生じていることが分かった。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人が所持する給与明細書及びB社の人事担当者の証言から、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成2年4月21日にD社からA社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書の厚生年金保険料控除額から24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日を誤って平成2年5月6日と届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、昭和48年6月から同年8月までは5万2,000円、同年12月は6万円、49年1月、同年2月、同年4月及び同年5月は5万6,000円、同年6月から同年8月までは6万8,000円、50年6月から同年8月までは8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月1日から同年9月1日まで
② 昭和48年12月1日から49年3月1日まで
③ 昭和49年4月1日から同年9月1日まで
④ 昭和50年6月1日から同年9月1日まで

ねんきん定期便を確認したところ、申立期間における標準報酬月額は、私の給与から控除されていた厚生年金保険料により逆算した標準報酬月額よりも低くなっていた。給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明

細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、昭和48年6月から同年8月までは5万2,000円、同年12月は6万円、49年1月、同年2月、同年4月及び同年5月は5万6,000円、同年6月から同年8月までは6万8,000円、50年6月から同年8月までは8万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを判断できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を昭和41年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月1日から同年6月1日まで

社会保険事務所(当時)の記録によると、昭和41年6月1日にA社で厚生年金保険に加入しており、給与明細書を見ると、同年6月分給与から厚生年金保険料が控除されている。また、被保険者資格を喪失したのは平成17年5月16日であるが、同年5月分の給与からも保険料が控除されている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与支払明細書及びA社の回答により、申立人は、当該事業所に昭和41年5月1日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額及び昭和41年6月のオンライン記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の申立人に係る資格取得日を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が申立人の資格取得日を昭和41年6月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 7 月 21 日から 15 年 1 月 1 日まで

申立期間当時、勤務していた会社では、旅費手当を標準報酬月額に含めていなかった期間があると聞いた。本来であれば標準報酬月額はもっと高かったはずなので、平成 4 年 7 月の入社時から 14 年 12 月までの給与について調査し、正しい標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、旅費手当が支給されていることが確認できるところ、A社は、「当時の旅費手当の取扱いについては、当時の資料が無く不明であり、申立人に係る厚生年金保険料に関する資料も、一切無く不明。」と回答している。

また、申立人が提出した給与明細書から、申立期間のうち平成 14 年 1 月及び同年 4 月から同年 12 月までの期間について、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

さらに、申立期間のうち、平成 4 年 7 月から 13 年 12 月までの期間については、給与明細書等の資料が存在しないことから、当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

加えて、申立人の標準報酬月額の記録は、遡及して訂正されているなどの不自然さはうかがえない。

このほか、申立人の申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 12 月 10 日まで
昭和 45 年 4 月から A 社で勤務し始めたが、46 年 12 月からしか厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。当時の同僚も覚えているし勤めていたのは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 45 年 9 月に退職した複数の元同僚は、「申立人と共に勤めていた。」と証言していることから、申立期間の一部において、申立人が A 社に勤務していたことは推認できるものの、別の複数の元同僚は、「申立人の勤務していた期間については覚えていない。」としており、勤務期間を特定することができない。

また、複数の同僚は、「自分自身も厚生年金保険の加入期間に一年間の空白がある。」、「当時は試用期間があった。」と証言していることから、A 社は、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、申立人の雇用保険の加入記録によれば、昭和 46 年 12 月 10 日に資格取得し、50 年 8 月 25 日に資格喪失していることが確認でき、オンライン記録と符合している。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は他界していることから、その妻に照会しても、倒産時に関係資料を処分してしまったため、A 社関係のことは分からない旨回答している。

このほか、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 953 (事案 190 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 8 月 1 日から 30 年 11 月 1 日まで
昭和 27 年 8 月から 31 年 4 月まで、A社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。働いていたことは間違いないので、被保険者であったことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、元同僚の証言及び事業所の在籍証明書から、申立人が申立期間についてA社に勤務していたことは認められるものの、当該事業所が管理していた当時の社会保険の加入記録によると、申立人の資格取得日及び資格喪失日はオンライン記録と一致しており、元同僚及び当該事業所は、「当時は入社してすぐに全員が厚生年金保険に加入したのではなく、人によって加入時期が異なっていた。」と証言している上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無いなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

再申立てに当たり、申立人から新たな資料の提出は得られず、新たに、申立人と同様に勤労学生であったとする元同僚から聴取しても、「学校に通いながら働いていた時期は、勤務時間も短かったので厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言しており、事実、オンライン記録を見ても、当該元同僚が厚生年金保険に加入したのは、入社したとする時期から約1年を経過してからであったことが確認できる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月 1 日から平成 3 年 8 月 1 日まで
ねんきん定期便が届き内容を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、当時もらっていた給料と比べて低い金額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の標準報酬月額の記録は、月額変更により昭和 63 年 6 月から減額となっていることが確認できるところ、当該改定処理は遡及^{そきゅう}して訂正された形跡も無く、記録管理に不自然さはいかたがえない。

また、A社は、平成元年 4 月 1 日からB厚生年金基金に加入しており、当該基金の管理する同年 4 月 1 日以降の申立人の標準報酬月額の記録とオンライン記録は一致している。

さらに、当時の同僚に聴取しても、申立期間に係る申立人の標準報酬月額及び保険料控除についての証言を得ることはできなかった。

加えて、当該事業所は、平成 10 年に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、既に解散している上、当時の事業主は、関係資料を廃棄済みであるため当該事業所に関することについては不明と回答している。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 21 日から 59 年 10 月 21 日まで
私は、申立期間についてA社に正社員として勤務し、厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所では、申立期間当時の資料は残っていないとしている上、複数の元同僚から証言のあった、当該事業所において給与計算や社会保険手続を一人で処理していたとする担当者も既に他界しているため、申立期間当時の厚生年金保険の加入及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、申立期間すべてについて国民年金保険料を納付済みであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月1日から28年7月1日まで
② 昭和28年7月1日から31年4月2日まで

私は、申立期間①についてはA県で、申立期間②についてはB県で、進駐軍家族のハウスメイドとして働いていた。同様にC県で進駐軍家族のハウスメイドとして働いていた申立期間①の直前までは厚生年金保険加入期間となっているので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について進駐軍家族のハウスメイドとして勤務したと主張しているところ、申立人が記憶している複数の元同僚について、ほとんどが姓しか覚えておらず、氏名を記憶していた元同僚についても調査したが、特定することはできず、証言を得ることができなかった。

また、「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日付け保発第51号）が旧厚生省保険局長から各都道府県知事あてに発出され、これにより、ハウス、ホテル等のいわゆる家事使用人は、昭和26年7月1日から厚生年金保険の強制被保険者にならないこととされたため、当該期間について、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものと考えられる。

さらに、申立期間①に勤務していたとするD 渉外労務管理事務所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、当該期間に申立人の氏名は確認できず、同様に申立期間②に勤務していたとするE 地区労務管理事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、当該期間後の事務員として勤務していた期間を除いて申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人が、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。